

## 第81回 統計委員会 議事録

1 日時 平成26年11月17日（月）14:30～15:12

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村委員長、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ企画役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

- (1) 諮問第72号の答申「社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について」
- (2) 諮問第75号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第81回統計委員会を開催いたします。

本日は、白波瀬委員、中島委員、中山委員、前田委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 本日は、答申が1件、諮問が1件、部会の審議状況の報告が3件あります。

まず、資料1では社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成についての答申（案）を御審議いただきます。

次に、資料2で疾病、傷害及び死因等の統計分類の変更についての諮問の説明があります。

続いて、資料3で、9月10日に諮問されました国民経済計算の作成基準の変更に関して、国民経済計算部会の審議状況について、資料4で、10月20日に諮問されました社会教育調査の変更等に関して、人口・社会統計部会の審議状況について、最後に、資料5で、10月20日に諮問されました内航船舶予想統計調査の変更に関して、サービス統計・企業統計部会の審議状況について、それぞれ御報告いただきます。

説明は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。

匿名データ部会において審議されています諮問第72号の答申「社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について」につきまして、匿名データ部会の北村部会長から御説明をお願いいたします。

○北村委員 それでは、諮問第72号「社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について」、匿名データ部会において10月に都合3回審議し、答申（案）を取りまとめましたので、御報告したいと思います。

お手元の資料1を御覧ください。資料1の答申（案）に沿って、部会での議論を含めて御説明したいと思います。

今回諮問されましたのは、社会生活基本調査について平成13年と18年の調査票Bに係るデータを匿名化する内容でございます。審議の結果、匿名性・有用性がおおむね確保されることから適当と判断いたしました。3点ほど修正をお願いいたしました。

第1点目は、地域区分でございます。資料の2ページ目の頭、イのところを見ていただきたいのですが、諮問では、本調査の調査票Bの標本サイズが約1万と小さいことから、結果表章においても全国のみでありましたが、地域については研究者の需要も非常に高いということもありますし、集計表によらない分析も視野に置いているということもありますので、匿名データの作成、提供されている調査票Aと同様に、大都市か否かの2区分にしても匿名性は確保できるという結果に至りまして、地域を2区分に分類して、三大都市圏とその他に分けることにいたしました。

続いて「エ 情報の削除」です。①にあるように、地域を2区分することの兼ね合いで議論がありましたが、具体的には、諮問では、世帯人員数が9名以上の世帯は削除するとなっておりますが、これは地域区分が全国の場合の措置であり、地域区分を2区分にした場合、8人世帯のデータを提供しても匿名性の確保ができるかどうかは難しいということで、9人以上の世帯ではなく、調査票Aと同様に、8人以上の世帯を削除すべきという

結論に至りました。

次に、②です。ここでは、父子・母子世帯を含め、子供の数が多いなど、発生頻度が低い組み合わせに該当する世帯を削除するという作業の部分ですが、その作業の手順では、母集団である国勢調査から、親の年齢、子供の数、住宅所有の組み合わせで世帯数を集計し、発生頻度の低い組合せを特定し、その組合せに該当する調査票Bの世帯を削除するという方法をとっておりますが、先ほどと同様に、地域を2区分にすることから、母集団から集計する際に地域別に集計して今のような削除の作業をするべきであるという指摘をいたしました。

また、③の三つ子以上がいる世帯を含めて、①、②、③の措置でどの程度の世帯が削除対象になるかということが問題になったわけですが、削除されるレコード数は非常に少ないという報告がありました。統計委員会でもその点について懸念の声があったのですが、削除される件数がそれほど大きくないということを確認しましたので、これはそれほど大きな問題がないという結論に至りました。

そのもとで「オ 分類区分の再編」ですが、ここでは、世帯員の年齢のトップコーディングについて議論をいたしました。諮問の85歳でいいのか、90歳にすべきかということが議論になったわけですが、調査年の平成13年、18年当時の状況などを考慮すれば、85歳のトップコーディングは適当であるという判断に至りました。

このほか、調査票Aの答申時に今後の課題が指摘されたので、その点についても審議いたしました。その結果は、本日の資料に参考として議事概要をつけておりますので、そちらを参照していただければと思います。

具体的には、通し番号の24ページの1行目を御覧ください。そこでは、課題は、複数の種類の匿名データの作成、匿名データの提供時期の短縮化、トップコーディング等が行われた変数の平均値の整備などの3点が指摘されておりました。審議の結果として、このページの後段に「(部会長のとりまとめ)」として記述しましたが、総務省統計局の対応は、全体として是とするものの、提供時期については短縮化に向けての努力をすべきという結論に至りました。この点についてはページの真ん中あたりにもありますが、「前回の調査から5年経過」は絶対的なものではありませんし、5年ルールといっても、5年を経ても提供されない調査もあることなど、意見がいろいろ出たところです。

ただし、25ページにあるように、今後の課題は、社会生活基本調査以外に就業構造基本調査や全国消費実態調査など4つの調査を一括して諮問した際の課題であることから、審議のまとめとして本答申に記述するのではなく、議事概要に記載することにいたしました。

最後に、今回の答申としての今後の課題です。資料の3ページ目ですが、審議では、匿名データの作成・提供は進化中でありまして、匿名データの利用者は拡大傾向にあり、また、ニーズも多様化しているということが議論として指摘されました。今後は、利用状況などを踏まえて匿名性を確保しつつ、有用性の向上に向け、提供時期の短縮化などデータ提供のあり方について検討していくことが必要であると今後の課題として書きました。

答申（案）の説明は以上ですが、諮問資料の訂正がありましたので、事務局から説明をしていただきたいと思います。

○佐々木内閣府大臣官房統計委員会担当室企画官 それでは、事務局から説明をいたします。

諮問資料について総務省統計局から訂正の申し出がありましたので、説明いたします。

具体的には、この資料の通し番号15ページを御覧いただければと思います。平成13年調査の行動の種類区分についてです。このページの下から4行目に「73区分で提供」と記載されております。さらに、その上に2カ所、同じ「73区分」という数字があります。この行動の種類というのは、仕事をしたとか、通勤をしたとか、趣味で時間を過ごしたことなどをコード化したものです。これが当初の資料では「62区分」と記載されていたということで、本日お示ししたとおり訂正しておわび申し上げます。

なお、ホームページでは「差し替え」というコメントを付けてファイルは訂正済みになっていることを申し添えます。申し訳ございませんでした。

以上です。

○北村委員 終わりです。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について御意見、御質問等はございますでしょうか。

それでは、答申（案）についてお諮りしたいと思います。

「社会生活基本調査（調査票B）に係る匿名データの作成について」の本委員会の答申は、この資料1のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○西村委員長 それでは、資料1によって総務大臣に対して答申いたします。ありがとうございました。

また、匿名データ部会に所属される委員の方々におかれましては、部会での審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第75号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省政策統括官室でございます。

それでは、説明させていただきます。資料2という大きい束がありまして、最初に、諮問のかがみがついている分厚い資料が一番上にあるかと思います。恐れ入りますが、それは横に置いていただきまして、その下に、資料2の参考1という一枚紙と、資料2の参考2という二枚紙があると思いますので、それらに沿って説明いたします。

まず、資料2の参考1というポンチ絵を御覧ください。疾病、傷害及び死因の統計分類の概要をまとめたものです。本分類は、大別して基本分類表、疾病分類表、死因分類表の3つから構成されておりまして、このうち、基本分類表は約1万4,600項目から構成され

ており、非常に大きな分類表となっています。経緯等につきましては後ほど説明いたします。

続きまして、資料2の参考2に沿って本諮問の概要について説明いたします。本分類は、統計法に基づく統計基準として定められているものです。本分類は、世界保健機関（WHO）が定めるICDと呼ばれる国際統計分類に準拠して作成、変更されており、昭和26年に初めて制定され、これまで5回の大改正が行われております。現行の本分類は「ICD-10（2003年版）」に準拠したもので、新・統計法の施行に伴う準備行為として平成21年に総務省告示したものです。ただし、その際には、内容面の見直しを行っておりませんので、内容的には、平成17年に旧統計法下において告示したものです。

本分類は、医学に関する高度に専門的な内容であるため、改正に当たっては、従前から、厚生労働省社会保障審議会の専門部会の答申を経て変更内容を取りまとめております。今回の改正案も同様の手順を経ております。

続きまして「2 今回諮問の理由」について説明します。平成25年1月にWHOにおいてICD-10の2013年版が勧告されました。これを受け、当該勧告を踏まえた改正を行おうとするものです。あわせて、日本医学会が定める用語との整合性を図るための改正を行うこととしております。なお、先ほど申しました平成21年に告示した際にも統計委員会に諮問しておりますが、統計委員会の答申では、「今後の検討」ということで、WHOにおけるICD改定の動向を踏まえ、所要の見直しを着実にを行うように指摘を頂いております。

また、本年閣議決定されました基本計画では、統計基準について設定または改定からおおむね5年後を目途に改定の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずるとされているところです。

以上が今回の諮問の理由です。

続きまして、2ページを御覧いただきたいのですが、「3 改正の概要」についてです。

まず（1）ですが、「分類策定に当たっての基本的な考え方」及び「分類表の構成」を明記したいと考えております。これにより、分類表の全体像を概観することができるようになり、利用者の利便性の向上が図られるものと考えております。これまでの告示にはこのようなものはありませんでした。

続きまして「（2）の分類項目の変更」です。アにあるように、WHO勧告に基づく改正と用語の適正化を合わせて全部で900項目程度の改正がございます。具体的な改正内容ですけれども、これはかなり専門的ですので、幾つかだけ説明させていただきます。

例えば、（ア）のiの①ですが、白血病やリンパ腫について疾病概念を整理して定義を明確化するとともに、グレード等を区分して細分化しております。

②ですが、ポリオ後症候群という疾病を従来分類されていた項目とは別概念のものとして整理して、新たに項目を新設しております。

少し飛ばして、3ページ目に進んでいただきますと、一番上のiiに、臨床での活用に対応した名称の変更というものが幾つかございます。

さらに少し下にまいりまして「(イ) 日本医学会が定める用語に基づく用語適正化等」ということで、例えば「レンサ球菌」というのを漢字表記にしたり、「ウイルス」と呼んでいたものを「ウイルス性」と呼称することとするなどの変更がございます。

以上、説明しましたのは、基本分類表に関する改正でございます、これに合わせて疾病分類表や死因分類表についても見直すこととしております。

以上が諮問の概要です。

ありがとうございました。

○西村委員長 ありがとうございました。

本件は、統計基準部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたします。この疾病、傷害及び死因統計分類は、厚生労働省の社会保障審議会において検討された内容ですが、人口動態統計などでも利用されておりますので、統計基準部会等においては特に利用面から審議していただきたいと思っております。

ここで特段の御質問あるいは御意見がございましたら、お寄せください。

どうぞ。

○野呂委員 具体的には部会の検討になろうかと思いますが、その前に少しお願いがございます。

この資料2の参考3の新旧対照につきまして、ほとんどが、恐らく今回のWHO勧告に基づくICDの改正に準拠して、そのまま反映しているのではないかと思うのですが、その中で、ICDの勧告をそのまま受けたものと、若干の修正をしているものと、ICDの改正とは関係なく今回の統計基準の中で新たに修正したものとを分類して分かるようにしていただくと見やすいと思っております。例えば、大分類で1つ増やすというのがあったかと思っております。資料2の参考3の一番後ろだと思うのですが、これがICDによるものなのか、あるいはこちらの統計基準独自のものなのか、その辺りがよく分からないので、お示しいただくと検討しやすいと思っておりますので、お願いします。

○西村委員長 今、お答えできることがあれば。

○渡厚生労働省大臣官房統計情報部企画課国際分類情報管理室長 厚生労働省統計情報部でございます。

基本的に、個別の分類につきましてはICDに基づいたものですが、疾病分類表は日本のものですので、その辺を総務省と相談して整理をしたいと思っております。また用語の関係は、日本語ですので、それも日本のものですので、そちらも分かるようにしたいと思っております。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

では、本件につきましては、今の御意見も踏まえまして統計基準部会で御審議いただきまして、その結果について本委員会に御報告いただきたいと思っております。中村部会長、よろしく願いいたします。

次に、国民経済計算部会に付託されております「国民経済計算の作成基準の変更」の審議状況につきまして、中村部会長代理から御報告をお願いしたいと思います。

○中村委員 中島部会長にかわりまして、10月17日に開催いたしました第14回国民経済計算部会につき、その審議状況を御報告いたします。

お手元の資料3も適宜御参照いただきたいと思います。

今回の部会では「国民経済計算次回基準改定に向けた対応について」を議題として、研究開発（R&D）の資本化、兵器システムの資本化及び非金融資産分類の拡充・細分化への対応について審議を行いました。

まず、研究開発（R&D）の資本化につきましては、R&Dをこれまでのように費用として使われてしまうという性格のものではなく、他の設備と同様に、固定資産として蓄積され、産業の生産活動に貢献すると考え、フローにおきましては固定資本形成、ストックでは固定資産として記録するというものであります。

これにつきましては、委員から、QEでの対応をどうするのか、あるいはR&Dを伴わない広義のイノベーションは考慮するのかといった質問がありましたが、事務局からは、QEに関しては、例えばR&Dの大宗を占める企業分について四半期財務諸表情報の活用等が考えられますが、次回基準改定に向けた実装作業の中で基礎データの利用可能性等を踏まえて精査していきたいという回答がありました。

事務局案につき反対意見はありませんでしたので、部会として事務局案につき了承することといたしました。

次に、兵器システムの資本化及び非金融資産分類の拡充・細分化について審議を行いました。兵器システムの資本化については、政府による兵器への支出を、R&Dと同様に、費用としてではなく固定資産として捉えるというものであります。

非金融資産分類の拡充・細分化につきましては、R&Dなど非金融資産の概念の拡張に伴う項目の新設等を行うとするものであります。

これらにつきましては、委員から、兵器システムの資本化の場合、国家の防衛という形で厚生に資するものと捉えているのか、また、非金融資産分類のうち、育成生物資源の分類によってQEに影響が出るのかといった質問がありました。

事務局から、兵器システムは防衛というサービス、つまり公共財の生産に資する固定資産という位置づけとなるという旨や、育成生物資源の分類につきまして特に変更・拡充はなく、QE等への影響はないなどの回答がありました。

こちらも事務局案につき反対意見はありませんでしたので、部会として事務局案につき了承することといたしました。

なお、次回の部会は11月26日に開催予定としております。議論の詳細は後日報告させていただきます。

報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について御質問はございますでしょうか。

内容的には、これは結構難しいものが多くあって実はかなり大変なのですが、審議とい

う形になると議論というのはなかなかできないですが、それを含めて、特に兵器のところなどはどのように扱うかというのはかなり難しい問題があります。そういうものも含めてまた引き続き部会で御審議をお願いしたいと思います。

それでは、引き続き、国民経済計算部会において御審議いただきますようお願いいたします。

次いで、人口・社会統計部会に付託されている「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更」の審議状況について、津谷部会長代理から御報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、人口・社会統計部会における社会教育調査の変更等に係る審議状況について御報告いたします

資料4の「人口・社会統計部会の審議状況について」を御覧ください。1ページが第1回目の部会の審議結果のポイントをまとめたもの、2ページが部会の審議経過及び今後の予定となっております。なお、今回、御報告いたします第1回目の部会の議事概要につきましては、参考4としてお配りしております。

では、資料の1ページを御覧ください。

「1 部会の開催状況等」についてですが、社会教育調査の変更等に関する部会審議はおおむね3回を予定しておりまして、去る10月30日に第1回目の部会を開催いたしました。

第1回目の部会では「調査対象の範囲の変更等」及び「報告を求める事項の変更等」についての審議を行いました。このうち、報告を求める事項の変更等に関する審議においては、社会教育行政調査票等では3項目、公民館調査票等では4項目について委員・専門委員から意見がありました。このうち主な意見を3点御紹介いたします。

まず第1点目は、社会教育施設から住民への情報提供方法についてです。今回、情報提供方法の把握に当たっての選択肢のうち、「情報システムネットワーク」について、その表記を「情報ネットワーク」に改めることが計画されております。しかし、この表現は一般的になじみが薄いと考えられるため、選択肢の文言中に括弧書きでメールマガジンやSNS等の具体例を明示してはどうかという意見がございました。

2点目は、社会教育施設におけるボランティアに対する研修の有無等についてです。本調査項目のうち、ボランティアに対する研修の実施回数については、今回、過去の調査結果から一定の傾向が把握できたとして、報告者負担の軽減を図るために削除し、研修の有無のみを把握することが計画されております。しかしながら、i)、前回の統計委員会答申や第Ⅱ期基本計画における指摘を踏まえ、社会教育調査については、これまで施設・設備などのハード面を中心とした調査項目に加えて、ソフト面を把握していくべきとの方向性に鑑みますと、研修の実施回数のような、施設が実施している社会教育事業の内容は引き続き把握すべきではないか、また、ii)、公的な社会教育施設によるボランティアに対する研修の実績は国際的に見ても貴重なデータであるため、引き続き研修の実施回数を把握してほしいという意見もございました。

第3点目は、公民館や女性教育施設における託児サービスを実施した諸集会についてで



す。本調査項目のうち、託児サービスを実施した諸集会の実施件数については、これも今回、過去の調査結果から一定の傾向が把握できたとして、報告者負担の軽減を図るため削除し、諸集会の実施の有無のみを把握するよう改めることが計画されております。しかしながら、この実施件数については、女性の積極的な社会進出や社会活動を支援するといった面から有用なデータであり、引き続き把握すべきではないかとの意見がございました。

これら3項目を含め、委員の方々から意見があった項目につきましては、次回の部会で文部科学省から回答を頂くことを予定しております。

以上が社会教育調査の変更等に係る第1回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要です。

最後に、今後の予定について申し上げます。第2回目の部会は11月28日に開催することとしており、そこでは主に前回の統計委員会答申における今後の課題や第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況についての審議、生涯学習関係の実態把握の推進の必要性等に関する審議を予定しております。

私からの御報告は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。

ただ今の御報告について御質問等ございますでしょうか。

それでは、引き続き、人口・社会統計部会において御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次いで、サービス統計・企業統計部会に付託されております「内航船舶輸送統計調査の変更」の審議状況につきまして、廣松部会長から御報告をお願いいたします。

**○廣松委員** それでは、サービス統計・企業統計部会の審議状況について御報告をいたします。資料5を御覧ください。

まず「1 部会の開催状況等」でございます。内航船舶輸送統計調査の変更に係る部会審議は2回を予定しており、今月11月6日にその第1回目の部会を開催いたしました。

2枚おめくりいただきますと、通し番号では7ページですが、(参考2)として、部会審議経過及び今後の予定について一覧表に整理しております。その整理に従いまして、第1回目の部会では、内航船舶輸送統計調査の変更のうち、報告を求める者①、報告を求める者②、集計事項①、及び、平成22年4月以降の調査の実施に係る調査計画の変更、これは軽微案件として変更されたものでございますが、そのときの指摘事項への対応状況について審議いたしました。

その結果、集計事項①については、一部宿題が出され、次回の部会で報告していただくこととしておりますが、その他の審議事項については適当であると判断いたしました。なお、第1回目の部会の議事概要は参考5として配付しておりますので、御覧いただければと思います。

それでは、部会における審議結果のポイントについて報告いたします。1ページにお戻りください。

「2 部会における主な議論等」のところでございますが、ここでは4点整理をしております。

まず1点目の「(1) 報告を求める者①」についてです。今回、平成25年度に実施されました内航船舶輸送統計母集団調査の結果に基づき、営業用調査の母集団数を従前の約780事業者から約530事業者に変更することとしております。これについては、母集団情報の整備に当たって最新の母集団を把握するための調査結果を利用したものであり、また、内航海運関係の産業規模が縮小しているといった実感に合う推移であること、また、調査対象事業者について調査対象の範囲の定義に沿って精査した結果であること、以上の結果から、部会として適当であると判断いたしました。

次に、2点目の「(2) 報告を求める者②」についてです。営業用調査における各層の標本数を一定程度確保し、より正確な統計を作成するため、層区分を従前の44層区分から17層区分とし、また、第Ⅱ期基本計画において、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組むことが求められていることを踏まえて、従前の月間総輸送量に加えて新たに月間総燃料消費量についても目標精度を設定した標本設計を行い、報告者の数を従前の約200事業者から約180事業者に変更することとしております。

これにつきましては、(参考1)として、5ページに現行の標本数、6ページに新たな標本設計に基づいた必要標本数について整理をした資料を添付しております。6ページの表を見ますと、第1区分の4万トン以上、これは新たな悉皆層でございますが、この層区分では129の事業者がありますが、これらの事業者による輸送量が全体の約9割を占めており、それ以下の標本層の数値が全体に及ぼす影響は極めて小さいことや、第Ⅱ期基本計画における指摘に定める標本設計となっていることから、部会として適当であると判断いたしました。

御参考までに申し上げますと、この調査は昭和38年に開始されたものですが、先ほど御紹介した平成22年の4月に行われた軽微案件の処理以降、今まで諮問にかかっておりません。その意味で、母集団の数や必要標本数等、かなり大きく動いたものでございますが、これは現状を反映した変更ということで、部会として適当であると判断した次第です。

続いて、2ページの3点目、(3)平成22年4月以降の調査の実施に係る調査計画の変更、こちらは軽微変更ですが、そのときの指摘事項への対応状況についてです。先月の統計委員会においても、西村委員長から公表の早期化に関する御発言がございましたが、本調査の営業用調査については、現状、調査月の翌々月末日までの公表予定が、約1カ月程度遅延しております。したがって、その公表の早期化に向けた取組を一層強化することが必要であると指摘されております。

これにつきまして、調査実施者である国土交通省から、調査対象事業者に対する督促等のさらなる取組強化に努めるとともに、本件変更が適用されます平成27年4月以降調査は、公表予定期限までに集計可能な調査票情報を用いて、全体の動向把握に資する一定のトレンドがわかる主要指標の概数等を公表予定日までに速報として公表し、その後、速やかに

集計表全体を確報として公表していきたいという提案がございました。

このように、公表の早期化を図るために、工夫して前向きな取組を行うということは評価できるものと考えますし、また、統計利用者のニーズにも応えるものであることから、部会として適当であると判断いたしました。

最後に、4点目の「(4)集計事項①」についてです。新たな行政ニーズに対応するため、既存の調査事項から得られる情報を活用し、現行よりも詳細な貨物船用途別に7区分の油種別燃料消費量を新たな集計事項として追加し、公表することとしております。

これにつきましては、既存の調査事項を活用し、集計表の充実化を図るものであること、また、報告者に新たな負担を課すことなく、新たな行政ニーズに応えるものであることから、部会としておおむね適当であると判断いたしました。ただし、追加する集計表について委員から、資料5の3ページのところに新旧対照表がございますが、3ページの図のようなイメージが提案されております。表頭、表側が逆になっておりますので、そこを注意して見ていただければと思いますが、申請案では、旧に公表されておりました輸送効率等の集計事項を追加するは削除されておりました。それに関しまして委員から、これらの集計事項を追加することの可否について検討するよう指摘され、その検討結果について次回部会において報告されることとなりました。

さらに、専門委員からは、燃料消費量の分析の際に必要な重油規格の炭素含有量を集計表の欄外等に注記する必要性が指摘されました。これは、主として環境負荷等に関する情報を得るための必要な情報という位置付けでございますが、それに関しまして、次回部会において、どのように対応するかはやはり調査実施者である国土交通省から説明をしていただくことにいたしました。

第1回目の部会の審議の内容は以上でございますが、今後の予定といたしまして、第2回目の部会は今週11月20日に開催し、残る審議事項及び答申(案)について審議することとしております。また、来月12月8日に開催されます統計委員会におきまして、答申(案)の報告を予定しております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、引き続き、サービス統計・企業統計部会において、この件、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は12月8日月曜日の14時30分から、本日と同様にこの会議室で開催することといたします。詳細につきましては別途御連絡いたします。

以上をもちまして、第81回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。

なお、この後、資料配布等の準備ができ次第、時間を空けず、本会議室にて基本計画部会を開催いたします。引き続き、御出席いただきますようお願いいたします。